



平成22年11月12日

各位

会社名 日立造船株式会社
代表者名 取締役会長兼社長 古川 実
(コード番号 7004 東証・大証 各第1部)
問合せ先 常務取締役 総務・人事部長 神谷 明文
TEL(06)6569-0013

公正取引委員会からの課徴金納付を命じる審判審決に関するお知らせ

当社は、平成22年11月10日付で、公正取引委員会から、課徴金の納付を命じる審判審決を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 課徴金の納付を命じる審判審決を受けるに至った経緯

当社を含む5社は、平成19年3月23日付で、ごみ焼却炉建設工事の入札に係る独占禁止法違反に関して、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けました（平成19年3月29日付 開示資料「公正取引委員会からの課徴金納付命令に関するお知らせ」にて公表のとおり。）。

当社は、本件命令を不服として、公正取引委員会に審判手続の開始を請求したことから、平成19年5月21日付で審判開始決定があり、以後、公正取引委員会における審判が継続しておりましたが、平成22年11月10日付で、公正取引委員会から課徴金の納付を命じる審判審決を受けたものであります。

2. 当社に対する課徴金の納付を命じる審判審決の内容

課徴金の納付を命じる審判審決の表示	平成19年（判）第6号
納付すべき課徴金の額	49億102万円
納期限	平成23年1月11日

3. 今後の見通し

本件審判審決に対しては、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起することが認められておりますが、当社の対応につきましては、審決の内容を検討したうえで決定いたします。

なお、当社は、平成20年度決算（連結・個別）において、本件課徴金相当額をすべて引当処理済であり、今後の業績に与える影響はありません。

以上